

2009

公民最新資料・データ

第20号 (2009年4月15日現在)

INDEX

資料編	2009年1月～4月のできごと	2
	解説 ①ブログ“炎上”事件—問われるネット上の倫理観	2
	②世界同時不況の影響	3
	③郵政民営化の波紋	4
	④問われる議員の資質—高まる国民の政治不信	5
	⑤「漢検」からみる公益法人制度の諸問題	6
	⑥ついにスタートする裁判員制度	7
	⑦北朝鮮のミサイル発射と危うい日本の危機管理体制	8
	⑧ロシアとウクライナのガス紛争	8
データ編	第一学習社版	
	教科書・副教材のデータ更新等	9～10
	①一般会計予算	
	②公債依存度と公債残高の推移	
	③財政投融资計画	
	④日本経済のあゆみ	
情報源	資料編に関連するホームページのURL	10



第一学習社

2009 年 1 月～4 月のできごと

(注) ○内の数字は月を示す。下線部①～④は解説の掲載を示す。

政治	経済	社会・文化	国際情勢
①23日、東京地方裁判所で「被害者参加制度」が適用されたはじめての公判が開廷。 ②13日、③日本郵政の西川社長は、鳩山総務大臣と会談し、保養宿泊施設「かんぼの宿」のオリックスへの一括売却の白紙撤回を表明。 ②17日、④G7閉幕後の記者会見をめぐる混乱の責任を取って、中川財務・金融担当大臣が辞任。 ③3日、④東京地検特捜部は、準大手ゼネコン「西松建設」から違法な企業献金を受けたとして、民主党・小沢一郎代表の公設第1秘書を政治資金規正法違反の疑いで逮捕。 ③4日、②2008年度第2次補正予算関連法が衆議院で再可決され、成立。5日、定額給付金の支給開始。28日、高速道路料金の引き下げスタート。 ③13日、⑥最高裁は、今年5月スタートの裁判員制度の候補者辞退を認められた者が、候補者のうち4人に1人にのぼることを発表。 ④3日、社会保険庁は、公的年金加入者に加入歴などを確認するための「ねんきん特別便」の発送開始。	①5日、株式公開会社の株券の電子化が完了。電子データによる取引開始。 ①29日、⑤内閣府は2007年11月から景気後退局面に入ったことを暫定設定。 ②5日、②経営悪化を理由に、今春採用予定者の内定取り消しをおこなったマンション分譲大手「日本綜合地所」が経営破綻。 ②9日、⑥「財団法人日本漢字能力検定協会」の過大な利益や子会社との不明瞭な取り引きをめぐり、所管する文部科学省が実地検査。 ③10日、②東京株式市場で、日経平均株価が一時7,021円まで下落し、バブル後最安値を記録。 ④2日、イギリス・ロンドンでの主要20か国・地域(G20)の首脳による第2回金融サミットで、世界の成長目標などを盛りこんだ共同声明を採択。	①5日、②2008年12月31日から開設され、仕事と住居を失った元派遣労働者らを支援した「年越し派遣村」が終了。約500人の失業者のうち、286人が東京都内4か所の施設へ移動。 ②4日、①警視庁は、男性タレントのブログに、殺人事件に関与したなどとする事実無根の書きこみをしたとして、派遣社員の女性を脅迫容疑で書類送検。 ②6日、厚生労働省は、市販薬のうち副作用の危険性が高い医薬品のインターネットなどでの通信販売を禁止する省令を公布。 ②22日、アメリカ・ロサンゼルスで発表された第81回アカデミー賞で、日本映画が「外国語映画賞」と「短編アニメ賞」を受賞。 ③15日、アメリカ・ケネディ宇宙センターで、スペースシャトル打ち上げ。搭乗した宇宙飛行士・若田光一さんは、日本人初の宇宙長期滞在をスタート。 ③23日、第2回ワールド・ベースボール・クラシック(WBC)で日本が連覇。	①1日、⑧ロシアの天然ガス企業が、ウクライナへのガス輸出を全面停止。20日、ガス輸出を再開。 ①20日、バラク・オバマ氏がアメリカ大統領に就任。 ①21日、パレスチナ自治区ガザで地上侵攻を続けていたイスラエル軍が撤退完了。 ②6日、国際司法裁判所(ICJ)は新所長に小和田恆氏を選出。 ②27日、アメリカのオバマ大統領はイラク駐留米軍の全戦闘部隊を2010年8月末までに撤収することを表明。 ③4日、国際刑事裁判所(ICC)は、スーダン西部ダルフール地方の紛争をめぐり、スーダンのバシル大統領に逮捕状を発行。 ④5日、⑦北朝鮮は、「人工衛星」の打ち上げと称して長距離弾道ミサイルを発射。13日、国連安全保障理事会は、北朝鮮を非難する議長声明を採択。

解説

1

ブログ“炎上”事件——問われるネット上の倫理観

●警視庁、タレントのブログ「炎上」事件で初の立件

警視庁は、男性タレントの日記形式のブログに、事実無根の悪意のある書きこみをおこなったとして、2009年2月と3月に、計3人を脅迫容疑で、計4人を名誉毀損容疑で書類送検した。男性タレントは、約10年前から過去に起こった殺人事件に関与したという事実無根の中傷を受け続けており、2008年1月に男性タレントがインターネット上でブログを開設してからは、ブログに事件との関与を疑う悪質な書きこみが相次いだ。男性タレントは中傷内容を否定したが、所属事務所や仕事先に嫌がらせの電話がかかるようになった。また、男性タレントに対する中傷は、男性タレントに好意的な投稿をした人のブログ上でもおこなわれた。2008年8月、男性タレントはブログの書きこみ欄を一時閉鎖し、警視庁に被害届を提出した。警視庁は、接続記録などから数十人を摘発し、書きこみ内容が悪質だった7人を書類送検するにいたったのである。

●相次ぐブログの“炎上”

ブログなどに不特定多数からの批判的な書きこみが集中する今回のような現象は、「炎上」や「祭り」とよばれ、2003年頃から目立つようになった。今回、摘発された人は、他の書きこみを信用し、裏づけをとらないまま、「炎上」に便乗して書きこんだと供述している。警視庁の今回の摘発には、根拠のない無責任な書きこみに対する警鐘と、匿名でも書きこみ主の特定は可能であることを示すねらいがある。

しかし、ネットカフェなど不特定多数が利用するパソコンからの書きこみ主の特定は困難であるなど課題も多い。また、ブログ上のやりとりから内容が過激化することも多く、名誉毀損の見極めも難しい。ネット先進国の韓国では、ネット上の中傷を苦にした女優の自殺を機に、悪質な書きこみの取り締まりを強化するサイバー名誉毀損罪を新設するうごきがある。ネット利用者の倫理観が問われている。



リーマン・ブラザーズの経営破綻以降、金融危機が深刻化している（[公民最新資料・データ第19号](#)を参照）。この事態を打開するため、国際的にはG 7やG20（G 7＋新興国など）による財務省・中央銀行総裁会議や首脳会議が開かれた。日本国内においても、政府・日銀は押し寄せる不況の影響に対して早急に対応することが迫られている。

●負のスパイラルが発生

世界的な金融危機は世界同時株安を引き起こした。日本でも、日経平均株価が2009年3月10日にバブル経済崩壊後最安値となる7,021円28銭を記録するまでにいたった。株価の下落は銀行の保有株の含み損を膨張させ、企業に対する貸し渋りの原因となった。

また、外需の縮小による輸出の減少は、国内の景気悪化を招いている。日本経済の牽引役ともいえる自動車や電気機械などの輸出産業において、大手企業は軒並み業績予想を下方修正し、一部の企業を除いて大幅な赤字になる見通しとなった。こうした輸出関連企業の業績悪化は、系列の中小企業や取引先企業の業績をも連鎖的に悪化させ、さらなる不況をもたらした。こうして不況が不況をよぶ負のスパイラルが発生した。事実、内閣府が発表した2008年10～12月期の実質GDP（速報・季節調整値）は、年率換算で12.7%減となり、第1次石油危機後の1974年以来、戦後2度目の2桁のマイナス成長となった。

●深刻さを増す雇用不安

不況による雇用の悪化も深刻である。特に労働者の3割を占める派遣労働者や契約社員などの非正規社員は、企業にとって容易に雇用調整できるため、正社員よりも生活が不安定になりやすい。実際に製造業を中心として、派遣先企業から契約の更新を拒否される、または契約期間の途中にもかかわらず契約を解除されるといった「雇い止め」や「派遣切り」が相次いでいる。派遣契約を解除されると同時に社員寮を追い出され、住居まで失う場合もある。

2009年の年明けには、元派遣労働者たちを支援した「年越し派遣村」も注目された。厚生労働省によれば、2008年10月から09年3月までに職を失った非正規雇用の労働者は約15万8,000人にのぼるとされる。

また、企業から採用の内定をもらっている新卒予定者が内定を取り消されるという事態も相次いだ。内定といえども労働契約の一種とみなされているため、経営状態の悪化が内定取り消しの理由であるとしても、安易で一方的な取り消しは違法である可能性もある。

●政府・日本銀行の対応

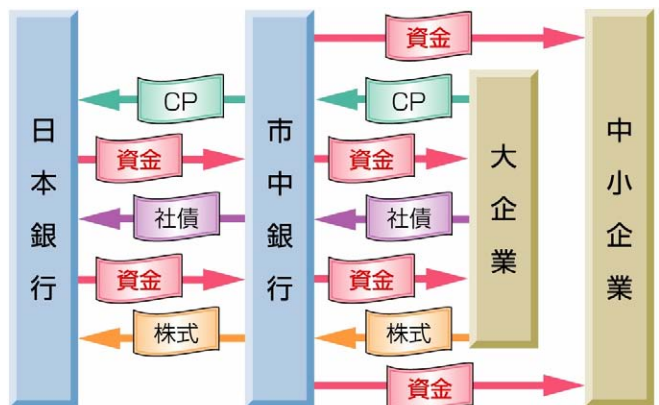
生活水準の低下に対処するため、政府・与党は巨額の財政支出を伴う追加経済対策を発表した。この中で大きな目玉となったのは、低所得者の生活支援と内需の拡大を目的として、国庫から国民1人あたり1万2,000円を支給する定額給付金である（18歳以下と65歳以上は2万円）。

給付金の支給対象に関して、政府内には高額所得者は受給を辞退すべきという意見があり、麻生首相の失言も相まって政局は大いに迷走した。結局、所得制限は窓口となる各市区町村の判断に委ねられることとなった。給付金の支給は2009年1月27日に成立した08年度第2次補正予算で正式に決定したが、単なる「ばらまき」で景気浮揚の効果は期待できないと感じている人は多い。

一方、日銀は金融機関の信用収縮に対して、政策金利（コールレート・無担保翌日物）を0.1%に引き下げただけでなく、コマーシャルペーパー（CP）・社債・株式を銀行から買い取ることにした。資金繰りに困っている企業に対して資金を十分に供給するためには、利下げだけでは不十分と判断したからである。

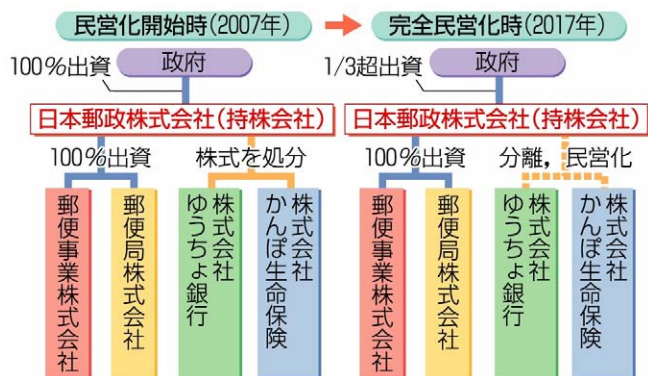
CPは企業が1年以内の短期的な資金を調達するために発行する約束手形の一つであり、社債は長期的な資金調達のために発行される債券である。銀行は企業からCPや社債を引き受けているが、日銀がこれらを銀行から買い取ることで、企業への資金の流れがスムーズになるとみられる。また、日銀が銀行の保有株を直接買い取れば、株価の下落が緩和され、貸し渋りの解消を防ぐことができる。

しかし、CP・社債・株式は国債と比べて信用が低く、企業が倒産すれば日銀が損失を被るおそれもある。そのため、一定のランクに格付けされ、リスクが低いとみなされたもののみを対象としている。



▲日銀の金融支援策（「読売新聞」2009年2月4日を参照）

日本郵政公社が民営化され、日本郵政グループとしてスタートしたのは2007年10月のことであった。民営化といっても、政府が全株式を保有する「日本郵政株式会社」を持株会社とし、その下に「郵便局株式会社」「郵便事業株式会社」「株式会社ゆうちょ銀行」「株式会社かんぽ生命保険」がある。また、民営化前の貯金・保険契約を継承する「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」も設立されたが、これは「ゆうちょ」や「かんぽ」に業務を委託している。なお、2017年9月末までに完全民営化が実現する予定であるが、それまでに持株会社である日本郵政株式会社に対する政府の持株数は100%から3分の1超になる。政府と日本郵政株式会社、および日本郵政株式会社と4つの株式会社の関係は以下の図のとおりである。



●日本郵政株式会社(日本郵政) VS 総務大臣

①「かんぽの宿」譲渡問題

2008年12月、日本郵政は「かんぽの宿」など70施設と社宅を109億円でオリックス不動産に売る契約をした。しかし、売却の認可権をもつ鳩山邦夫総務大臣が「2,400億円もかかった『かんぽの宿』を売るには109億円は安い」「売却先のオリックスの会長は規制改革・民間開放推進会議の議長を務めた人物で民営化推進派だったので、この売買は事前に決まっていた出来レースと国民に受け止められる可能性がある」などとして、売買の白紙撤回を求めた。しかし、規制改革に関する会議に財界人が参加するのは、官僚にない発想が求められているからである。そのような会議に関わった人物の企業に、入札にまで遠慮することを求めることは、大臣の権力濫用ではないかとの声もあった。

今回の譲渡に際して、27社が応募し、2度の入札がおこなわれた。最終的に、オリックスとホテル運営会社HMIが競いあい、オリックスが落札した。しかし、オリックスは正社員620人のうち550人の雇用を示していたのに対し、HMIは全員採用を提案していたこと、落札したオリク

スが、新会社の副社長に、入札審査にあたっていた日本郵政幹部を迎え入れる案を示していたことが発覚し、入札の公正さが疑われた。入札に問題はないとしていた日本郵政であるが、結局2009年2月、オリックス不動産との売買契約を白紙にすることを鳩山大臣に報告した。そして4月、鳩山大臣は日本郵政に業務改善命令を出した。

「かんぽの宿」とは？

「かんぽ」とは簡易生命保険のことであり、「かんぽ」に加入している人が安い料金で宿泊できる福祉施設を「かんぽの宿」という。利益を求めた施設ではないとはいえ、毎年40億円もの赤字となっていた。民営化後はだれでも宿泊できるようになったが、2012年9月までに廃止または民間企業に売却することになっていた。

②メルパルク問題

土地と建物は日本郵政が所有し、運営はゆうちょ財団がおこなっているメルパルクは、全国11か所で婚礼、宴会、宿泊を手掛ける施設である。日本郵政は、ブライダル大手「ワタベウェディング」と初年度30億円でメルパルクの一括賃貸借契約を結び、ワタベの子会社が運営権、商標権を0円で取得したが、ワタベと同額の賃貸料を提示していた企業もあり、出来レースが疑われた。また、メルパルクは2012年9月までに廃止か売却されることが決定しているが、11のうち9施設の賃貸借契約が2015年までとなっており、疑惑に拍車をかけた。国民共有の財産で黒字経営のメルパルクだけに、鳩山大臣は調査する考えを示した。また、総務省は、公社時代の不動産売買が適切かどうかを調査するために、日本郵政に資料を提出させている。

③東京中央郵便局再開発問題

JR東京駅前にある東京中央郵便局の建て替え問題に対して、鳩山大臣は、文化的価値を理由に保存を求めて、日本郵政と対立した。すでに、東京都が再開発を認める都市計画を決定している段階であり、また超高層化によるテナント収入も年間100億円が見込めるだけに、日本郵政側も譲れない状況であった。しかし、文化庁が「重要文化財としての指定を検討する価値がある」と評価していることもあり、日本郵政は、保存部分の倍増とともに、再開発完成後に登録有形文化財にすることをめざした工事を再開することを提示し、文化庁と合意した。このため、工事費は約50億円増えることになった。

郵政民営化の見直しは、3年ごとにおこなわれる。今後ともさまざまな面で注目が集まると思われる。

「ねじれ国会」で政局の混乱が続くなかで、国会議員の資質を問われる出来事が相次いでいる。

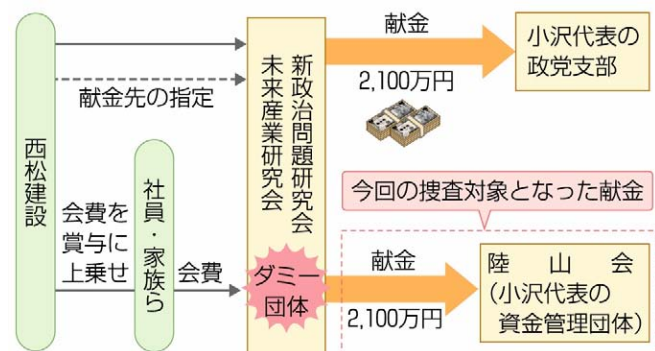
●G7後の会見における醜態で辞任

2008年2月、ローマで開かれた先進7か国財務相・中央銀行総裁会議（G7）後の記者会見に、ろれつの回らない状態で出席したことで、中川財務・金融担当大臣（当時）が辞任に追い込まれた。記者の質問に的外れな答えを返すといった中川氏の態度に対し、過度の飲酒があったのではないかと疑惑がもたれ、野党だけでなく与党からも大臣として問題があるとの非難の声があがっていた。

また、中川氏がG7に出席するためにローマに出張した際の費用が合わせて6,000万円であり、そのなかで、民間のチャーター機の使用料が6人で4,100万円、1人当たり約680万円にのぼったことも判明した。チャーター機を使わなかった場合には、ローマ直行便の最も高いビジネスクラスでも、費用は1人94万円にすぎないこともわかり、チャーター機への支出が適切だったのか問題視されている。

●「政治とカネ」の問題

一方の野党側でも、2009年3月、準大手ゼネコンの「西松建設」から計2,100万円にのぼる違法な企業献金を受けたとして、民主党の小沢代表の資金管理団体「陸山会」の会計責任者であった公設第1秘書（[公民最新資料・データ第4号](#)を参照）が逮捕・起訴されるという事件が起こった。実際には西松建設からの献金であることを知りながら、2003～06年分の政治資金収支報告書に、西松建設のOBが代表を務めていた政治団体からの寄附であると、嘘の記載をした疑いがもたれている。政治資金規正法により、企業・団体から政治家の資金管理団体への献金は禁止されており、西松建設からの献金であれば法に触れることになる。



▲西松建設から小沢代表側への献金の流れ
（『読売新聞』2009年3月4日などを参照）

今回の事件は、企業・団体から資金管理団体に対する献金は禁止されているものの、政治団体から資金管理団体への献金は可能であることを悪用し、実質的な献金を隠そうとしたものであるとの疑いがかけられている。そのため、小沢代表の公設秘書が、西松建設からの献金であったと認識していたのかが、捜査の争点となっている。

これよりも金額は少ないものの、与党側にもこの2つの政治団体から献金やパーティ券の購入を受けた議員がおり、西松建設をめぐる「政治とカネ」の問題の波紋は、政界全体に広がっている状況である。

今回の事件で西松建設が用いた手段のほかにも、政治資金規正法にはさまざまな抜け道があると指摘されている。そのため与野党の双方から、政治資金規正法のさらなる改正を求める声があがっている。そうしたなか、民主党は企業・団体からの献金だけでなく、パーティ券購入までも、将来的には全面禁止する方針を固めた。

政治資金規正法はこれまでも、「政治とカネ」をめぐる問題が起こるたびに改正を繰り返している。しかし、政治資金の調達が難しくなることから、民主党内にも企業・団体献金の全面禁止には慎重な議員も多く、実際に法改正につながるかは不透明な状況である。

●議員と国民の責任

さらに2009年3月26日には、平田財務副大臣が「大臣規範」に反し、保有していた株を市場外において、市場の倍近い価格で大量に売却した問題で引責辞任した。

大臣規範

2001年におこなわれた中央省庁再編の際、政治と行政への信頼確保をめざして決定された大臣、副大臣、政務官に適用する規範。正式名称は「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」。これらの役職の在任中の、株・不動産などの取引の自粛、大規模な政治資金パーティの開催の自粛、関係業者からの接待の禁止、資産の公開などを定めている。

今年9月までには必ず衆議院の総選挙がおこなわれることになるが、こうした状況をうけ、政権を争う2大政党の双方に対し、国民の不信が高まっている。議員は自らの立場を自覚して行動し、また、国民の側も選挙において、議員にふさわしい候補者を選ぶことが求められている。

「漢検」からみる公益法人制度の諸問題

●不透明な漢検協会の資金運営

2009年1月下旬、非営利目的の公益法人である「財団法人 日本漢字能力検定協会」が、日本漢字能力検定（漢検）の検定料などで過去5年間に約20億円の利益を得ていたことが発覚した。また、同協会は2003年に京都市内の土地・建物を資料館として使用するために約6億7,000万円で購入したが、実際には未使用のままであったことも判明した。さらに、同協会から理事長とその息子の副理事長が代表に就いている関連会社に対して2006～08年の間に約66億円が支払われたが、監督官庁の文部科学省にはその一部しか報告していないなど、不透明な運営が明らかになった。

同協会には正・副理事長のほか、著名な大学教授や文化人が理事や評議員に就任している。理事は法人の代表であり、評議員は理事の選任や予算・決算などの重要事項について諮問を受ける。しかし、理事・評議員は重要な会議にほとんど出席しておらず、その役割は形骸化しており、協会の運営に対するチェック機能を果たしていなかった。

その後、正・副理事長は辞任し、漢検協会は新体制で再スタートすることになった。

●急成長した漢検協会

漢検協会は1975年に設立され、法人格のない任意団体として出発した。当初、漢検の受検者は700人に満たなかったが、1992年に当時の文部省から財団法人として認可された後、高校での漢検の一斉受検や漢字ブームなどの影響で受検者は急増し、2007年度の志願者数は270万人を突破している。現在、漢検は大学入試や就職に有利な資格として世間に広く認められている。

また、同協会は、毎年末に京都・清水寺で発表される「今年の漢字」の主権者としても知られる。「今年の漢字」は、その年の世相をうまく表している漢字が公募で決定されており、2008年には「変」が選ばれたことは記憶に新しい。

●公益法人とは何か？

公益法人とは民法の規定に基づいて設立され、①公益に関する事業をおこない、②営利を目的とせず、③主務官庁の許可を得る、という条件を満たした法人である。そして、この公益性と非営利性という点が配慮されて、企業のような一般法人と比べて税制面で軽減措置がとられたり、国や地方公共団体から補助金が支給されたりするなど、さまざまな恩恵が与えられている。

また、公益法人には社団法人と財団法人の2つの類型があり、その違いは次のように定義されている。

社団法人：一定の目的の下に結合した人々の集まりに法人格が与えられたもの。社員（出資者）が存在し、社員総会によって法人の方針が決定される。

財団法人：一定の目的の下に拠出された財産の集まりに法人格が与えられたもの。社員は存在せず、設立者が定めた寄附行為（定款）に基づいて運営される。

※その他、民法以外の特別法に基づいて設立される法人（学校法人・社会福祉法人・宗教法人・NPO法人など）も広義の公益法人に含む場合もある。

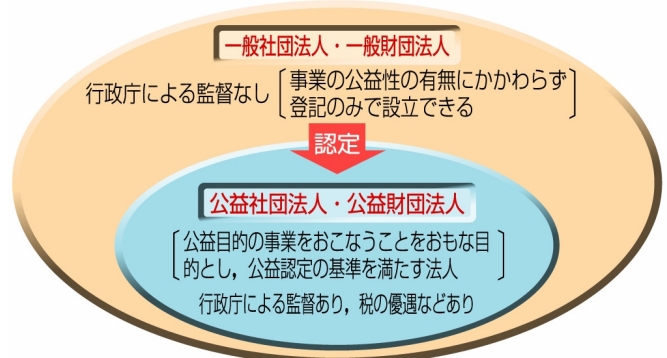
なお、公益法人は民間の組織であるのに対して、特殊法人や独立行政法人は特別の法律に基づいて国が設立したものであり、性質が異なる。

●公益法人制度改革をめぐるうごき

今回の漢検協会のような公益法人の不透明な運営は、以前からも指摘されていた。政府の指導監督基準に事業活動が違反している公益法人は多く、「儲けすぎ」といわれた。また、官僚の天下りの受け皿として、あるいは企業や資産家が本来納めるべき税金を免れるために、公益法人が設立される場合もあったといわれる。

こうした実態を是正するために、公益法人制度改革がおこなわれた。2006年には公益法人制度改革関連3法が成立し、2008年12月に施行された。

新制度の特色の一つは、これまで公益法人の設立の条件であった「公益性」を国や都道府県が厳しく審査し、公益性のない「一般社団法人」「一般財団法人」と、公益性を有する「公益社団法人」「公益財団法人」に分離することである。「公益」があると認定されれば、行政庁から監督を受けることになるが、税制面などでも優遇される。「一般」の場合は行政庁による監督がなくなる一方で、税制上の優遇措置などもなくなる。現在は移行期間であり、公益法人は5年間のうちに新組織に移行することになる。



▲新しい公益法人制度の概要（行政改革推進本部事務局資料）

2009年5月21日、ついに裁判員制度がスタートする。裁判員制度とは何か？国民が裁判員として重大な刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑が妥当であるかを裁判官とともに決定する制度である。アメリカなどの陪審制度との違いは以下のとおりである。

	評議・評決
裁判員制度	裁判員と裁判官と一緒に話し合い、有罪・無罪だけでなく量刑(刑の内容)までも決定する。
陪審制度	陪審員のみが話し合い、全員一致で有罪か無罪を決定する。量刑は裁判官が決定する。

※裁判員制度は多数決で有罪・無罪を決定するが、多数意見に必ず裁判のプロである裁判官が1人以上入っていないといけない。

●重大な刑事裁判とは何か？

裁判員が参加する重大な刑事裁判とは何か？代表的なものは以下のとおりである。

- ・人を殺した場合(殺人)
- ・強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させてしまった場合(強盗致死傷)
- ・飲酒運転で人を死亡させてしまった場合(危険運転致死)
- ・人の住む家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ・身代金目的の誘拐
- ・親が子どもに食事を与えず、放置したため子どもが死亡してしまった場合(保護責任者遺棄致死)

裁判員が参加する裁判は、第一審のみであり、最終的な評決になる可能性は低い。しかし、このような重大な刑事裁判の判決を素人である裁判員が裁くことは、たとえプロの裁判官とともに評議するとはいえ、責任は非常に重い。

●裁判員に選ばれると……

選挙権のある人の中から毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作成される。名簿に記載された人には、その通知が送られることになる。それから、事件ごとに名簿の中から、さらにくじで裁判員候補者が選ばれる。選ばれた人には呼出状とともに、辞退希望等の有無などの確認のための質問票が送られる。呼出状で呼ばれた人は、裁判長に、被告人や被害者と関係がないかどうか、不公平な裁

判をするおそれがないかどうか、辞退希望の理由などについて質問される。最終的に、辞退した人を除いた中から、くじによって裁判員が1つの事件につき6人選ばれる。なお、辞退が認められるおもな理由は以下のとおりである。

- ・70歳以上の人
- ・会期中の地方公共団体の議会の議員
- ・学生、生徒
- ・5年以内に裁判員や検察審査員などに従事した人、1年以内に裁判員候補者として出頭した人
- ・一定のやむを得ない理由がある人
重い病気やけが、親族や同居人の介護・養育、自分で処理しないと著しい損害のでる仕事、父母の葬式、妊娠中または出産から8週間以内など

2009年3月の最高裁の発表によると、候補者約29万5,000人のうち、約25%の約7万4,800人が辞退を認められた。

裁判員になると、公平誠実に審理や評議に参加し、評議では意見を述べることになる。また、評議の秘密や裁判員として知っていた秘密を漏らしてはいけない守秘義務がある。この守秘義務は、裁判員の務めが終わった後も守らなければならず、守秘義務に違反すると、刑罰が科せられることがある。なお、裁判員には日当が支払われるが、1日の職務時間は約5時間、平均して3～6日ほど拘束される。

●裁判員制度を円滑に実施するための改革

・警察の取り調べ

被疑者の供述が取調官の強要でないことを示すために、警察の取り調べを一部録画する。ただし、録画するのは、被疑者が供述した調書を取調官が読み上げ、被疑者が内容を確認後、調書に押印する場面である。録画時間は平均15分。

・最高検察庁裁判員公判部の設置

検察官がわかりやすく、迅速で的確な主張・立証活動をおこなうように基本方針を策定する。捜査・公判については、裁判員裁判が円滑に実施できるよう、各庁の指導にあたる。

・広報活動

最高裁判所や法務省が裁判員制度について、DVDや冊子などの広報用資料を作成している。なお、法務省は、3月末より約1年にわたり、広報用DVD2本を、全国5,000店のレンタルビデオ店で7泊8日無料レンタルできるようにした。

人ひとりを裁くことは、その人の一生を決めることにもなりかねない。それだけに公平で慎重な審議・評決が望まれる。

北朝鮮のミサイル発射と危うい日本の危機管理体制

●「人工衛星打ち上げ」か？「ミサイルの発射」か？

2009年4月5日、北朝鮮が人工衛星打ち上げの名目で、長距離弾道ミサイルを発射した。北朝鮮は国際社会に対し、「人工衛星の打ち上げ」を4月4日から8日の間におこなうことを予告しており、あくまでミサイルの発射ではないと主張している。しかし、人工衛星を打ち上げるロケットもミサイルも基本構造は同じであり、搭載するものが人工衛星かミサイルかという違いしかない。そのため、実質的にはミサイルの発射実験であると考えられ、日米韓などは、北朝鮮に弾道ミサイル関連の活動を禁じた2006年の国連安保理決議に違反するとして、打ち上げに反対してきた。

●ミサイル防衛システムと危機管理体制

日本では北朝鮮による予告をうけて、ミサイル防衛システムが導入されてはじめて迎撃態勢をとった。自衛隊法に基づく「破壊措置命令」がはじめて発令され、ミサイルが国内に落下した場合などに撃ち落とすことになっていたが、ミサイルは日本上空を飛びこえ、国内に被害はなかった。

しかし、今回は北朝鮮が打ち上げの期間や方向を公表していたために対応できたにすぎないという声もある。

一方、情報伝達の面では、政府が4月4日、ミサイルが発射されたと発表しながら、5分後に誤りであったと訂正発表するという失態を演じた。政府によると、誤報の原因は、自衛隊内部の情報伝達において、担当者の勘違いなどが重なったことであるという。ミサイルが発射されたか否かは、迎撃するかを決める基本となる重大な情報である。そうした情報で日本が誤報を流したことは、世界各国でも報道され、日本は国内外に危機管理体制の不備をさらけ出すことになったといえる。

●国際社会の対応

今回の北朝鮮のミサイル発射をうけて、国際社会は国連安全保障理事会で協議した。日本は、発射が安保理決議違反だとして新たな制裁決議を求めた。しかし、消極的な中ロの姿勢もあり、結局、北朝鮮の行為は安保理決議に「違反する」と明記した議長声明が採択された。

ロシアとウクライナのガス紛争

●ガス紛争の原因と背景

2009年1月、ガス価格とガスの供給をめぐる紛争により、ロシアがウクライナへの天然ガス供給を停止した。この紛争に巻きこまれ、ロシアからウクライナ経由でガスを輸入している欧州諸国でも、一時ロシアからのガスの供給が停止される事態に陥り、大きな混乱が広がった。

この紛争の直接の原因は、ロシアとウクライナ間の、2009年のガス価格交渉の決裂にある。しかしその背景には、ロシアが市場価格に比べて大幅に安い価格の天然資源を提供することで、旧ソ連諸国への影響力の維持をはかってきた事情が指摘されている。ウクライナは近年NATO加盟をめざすなど欧州諸国寄りの姿勢が目立ち、ロシアの影響力が低下していたため、ロシアは圧力をかける目的で、ガスの価格の引き上げを通告したともいわれている。

このロシアとウクライナのガス紛争は、欧州諸国にも深刻な影響を及ぼした。欧州諸国が天然ガス輸入の大半をロシアに依存している上、ロシア産の天然ガスは、8割がウクライナ国内のパイプラインを通過して運ばれるためである。



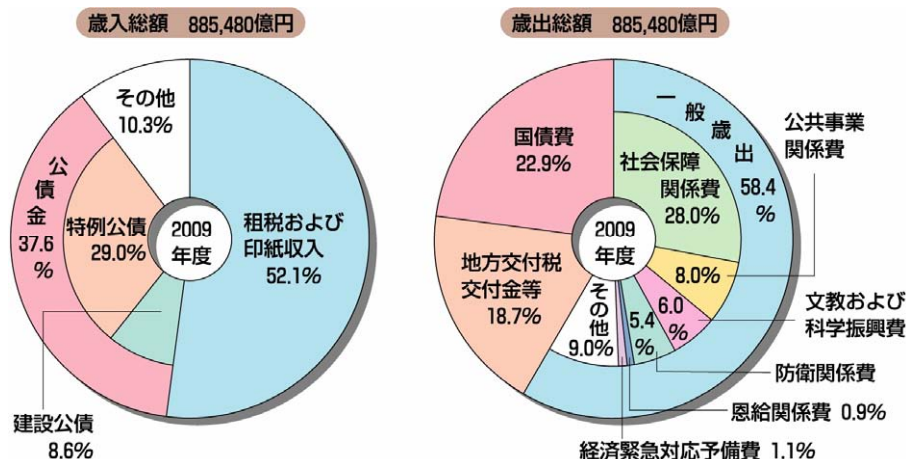
▲ヨーロッパのガスパイプライン（「朝日新聞」2009年1月18日を参照）

●紛争の残した課題

ロシアとウクライナがガス価格で合意したため、紛争は解決に向かった。しかし、ガス輸出の停止によりロシアは大きな経済的損失を被り、ウクライナはかなり高額なガス価格を受け入れざるをえなくなった。一方で欧州諸国は、リスクを分散するエネルギー安全保障の必要性を痛感することとなった。すでに、ウクライナを迂回する新パイプラインの建設計画などが進められている。各国が今後、どのような対策をおこなっていくのかが注目される。

第一学習社版 教科書・副教材のデータ更新等

①一般会計予算 (財務省資料)



追加経済対策により、2009年度補正予算案の規模は15兆4,000億円に上り、当初予算と合わせた一般会計予算の総額は100兆円を突破する見込みとなった。

関連するページ

●教科書

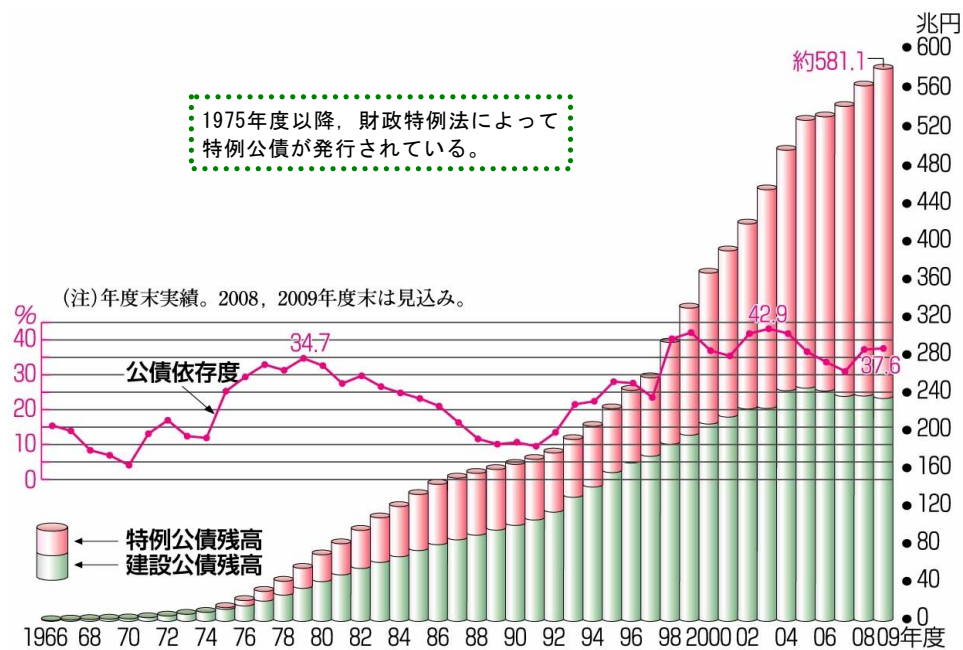
現社 026	p. 86
現社 027	p. 76
政経 020	p. 108
政経 025	p. 68

●副教材

クロ現社	p. 86
最新現社	p. 91
最新政経	p. 199

解説 2009年3月27日、麻生首相が2008年度第1次補正、第2次補正予算に続く景気対策と位置づける、2009年度一般会計予算が成立した。「ねじれ国会」による参議院本会議での否決後、両院協議会での協議が不調に終わったため、憲法第60条に規定されている「衆議院の優越」によって、衆議院の議決が優先されて成立した。2009年度一般会計予算の総額は88兆5,480億円となり、過去最大の規模となった。なかでも、世界経済の低迷に伴う日本経済の悪化から国民生活を守るため、国民の暮らしに直接与える影響が大きい社会保障分野に前年当初比14%増の約24.8兆円を割いているのが特徴である。予算に関連して、少子化対策として妊婦検診を14回無料にするほか、現在38万円の出産一時金を10月から42万円に引き上げることが盛りこまれた。また、景気の悪化による雇用対策については、企業に雇用維持を促すため、雇用保険料を引き下げると同時に、雇用保険の加入条件を現行の1年以上の雇用見込みから6か月に短縮することが注目される。このほか、予算成立と同日、住宅ローンの減税などを盛りこんだ税制関連法などの関連4法が、衆議院の再可決によって成立した。2009年度の一般会計予算と税制関連法は、財政健全化よりも景気悪化への対応を優先した形となった。

②公債依存度と公債残高の推移 (財務省資料)



関連するページ

●教科書

現社 026	p. 90
現社 027	p. 77
政経 020	p. 113
政経 025	p. 71

●副教材

クロ現社	p. 90
最新現社	p. 93
最新政経	p. 205

となった。これは景気悪化に備え、2009年度予算に1兆円を経済緊急対応予備費として計上したことが大きい。経済緊急対応予備費は、非正規雇用者の就労支援や今後の経済情勢の悪化に機動的に対応する異例の措置である。その後、2009年度補正予算の大部分を国債で賄うことが予定され、国債の発行額が戦後初めて税収を上回る見込みとなった。



③財政投融资計画 (財務省資料)

原 資		
区 分	億 円	%
財 政 融 資	119,918	75.6
うち 財政融資資金	119,918	75.6
産 業 投 資	1,138	0.7
うち 財政投融资特別 会計投資勘定	1,138	0.7
政 府 保 証	37,576	23.7
うち 政府保証国内債	32,576	20.5
政府保証外債	5,000	3.2
計	158,632	100.0

投 融 資

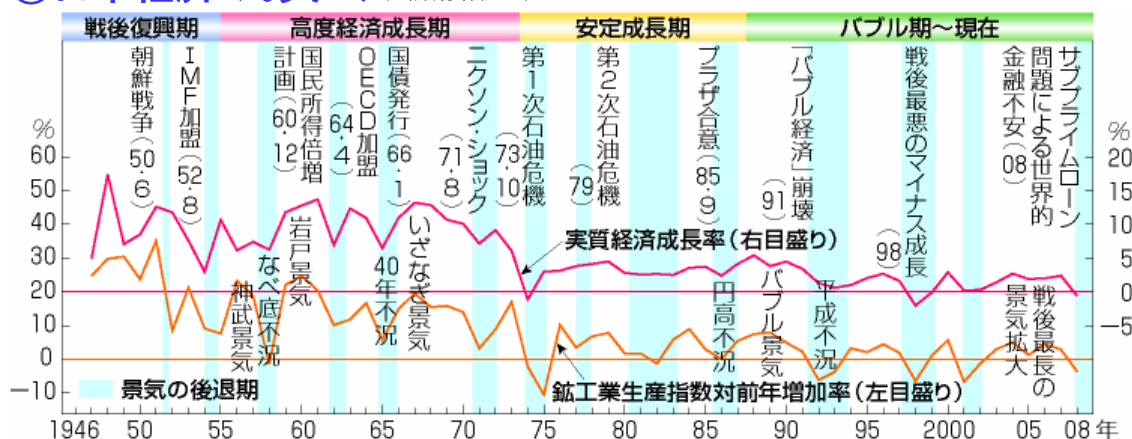
● 2009 年度当初
計画ベース

使 途 別		
区 分	億 円	%
住 宅	6,864	4.3
生 活 環 境 整 備	29,371	18.5
厚 生 福 祉	5,409	3.4
文 教	8,610	5.4
中 小 企 業	42,271	26.6
農 林 漁 業	4,251	2.7
国土保全・災害復旧	2,624	1.7
道 路	24,901	15.7
運 輸 通 信	4,512	2.8
地 域 開 発	4,235	2.7
産 業 ・ 技 術	13,095	8.3
貿易・経済協力	12,490	7.9
計	158,632	100.0

解説 「第2の予算」ともよばれる財政投融资計画の2009年度の規模は15兆8,632億円(前年比14.4%増)となり、1999年度以来の増加に転じた。財政投融资計画は、財投機関の再編・統合などの財投改

革を背景に減少を続けてきたが、景気後退への対応から増加となった。具体的には、企業の資金繰り対策や地方公共団体の資金調達支援が拡張された。

④日本経済のあゆみ (内閣府資料ほか)



解説 2009年1月、内閣府は2002年2月から2007年10月までを景気の拡大期間と暫定的に判定した。今回の景気拡大期間は、5年9か月(69か月)におよび、「いざなぎ景気」(1965年11月～1970年7月の4年9か月、57か月)を抜き、戦後最大の景気拡大となった。今回の景気拡大の要因には、消費意欲の高かったアメリカに加え、中国やインドなどの新興国向けの輸出の好調があげられる。しかし、労働力の安い新興国に対抗する目的などから、企業が賃金上昇を抑制したため、国民の所得上昇に結びつかず、国民にとっては「実感のない景気拡大」となった。今回の景気拡大が外需頼みだったこともあり、2007年のサブプライムローン問題以降の世界経済の低迷が、日本経済に大きな影響を与えている。

関連するページ

●教科書

現社 026 p. 87
現社 027 p. 76
政経 020 p. 110
政経 025 p. 69

●副教材

クロ現社 p. 87
最新現社 p. 93
最新政経 p. 200,
201

関連するページ

●教科書

現社 026 p. 97
現社 027 p. 81
政経 020 p. 122
政経 025 p. 79

●副教材

クロ現社 p. 96
最新現社 p. 102
最新政経 p. 220

教科書	現社 026→改訂版 現代社会 現社 027→改訂版 新現代社会 政経 020→改訂版 政治・経済 政経 025→改訂版 新政治・経済
-----	--

副教材	クロ現社→クロズアップ現代社会 最新現社→最新現代社会資料集 最新政経→最新政治・経済資料集 最新倫理→最新倫理資料集
-----	--

資料編に関連するホームページのURL

●予算・公債・財政投融资の情報

財務省◆<http://www.mof.go.jp/>

ホームページで、予算・決算、公債、税制、財政投融资など財政に関する情報を提供。

●景気循環の情報

景気動向指数研究会◆http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/di/di_ken.html

ホームページで、景気基準日付の設定に関する情報を提供。



第一学習社